

教育課程編成例

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	選択	
	必履修科目											選択科目										
1 年次	国語表現	数学基礎		保健	体育	芸術	オーラルコミュニケーション		情報A	総合	H	R	・国語、数学、英語の基礎的内容(各2～3単位)									他部履修 学校外の学修など
単位数	2	2		1	2	2	2		2	1	1	5									0～10	

* 国語、数学、英語は習熟度別学習。

* 芸術は、音楽、美術、工芸、書道のうちから一科目選択。

* 英語、数学、国語は30分授業を週3コマ配当するなど、生徒の学習意欲や学習実態に応じて、学習を進めることができるよう時間割を工夫する。

* 「総合的な学習の時間」(1～2年次)は、「キャリアガイダンス」あるいは「産業社会と人間」の内容で行うことも検討する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	選択
	必履修科目											選択科目									
2 年次	地理A	日本史A	世界史A	現代社会	理科総合B	理科総合A	理科基礎	保健	体育	家庭基礎	総合	H	R	・国語、数学、英語、地理歴史、公民、理科などの基礎的内容(各2～3単位)							他部履修 学校外の学修など
単位数	2		2	2	2		1	2	2	1	1	7									0～10

* 地理A、日本史A、世界史Aのうちから一科目選択。

* 理科基礎、理科総合A、理科総合Bのうちから一科目選択。

* 選択科目として、生徒の興味・関心、地域の状況等に応じて専門教育に関する基礎的な内容(各2～3単位)を設定することも考えられる。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	選択
	必履修科目											選択科目									
3 年次	地理A	日本史A	世界史A	地生生物学	物理学	体育	総合	H	R	・普通教科の学校設定科目(「基礎からの国語」などの基礎的な講座、「古典講読演習」などの応用的な講座) ・商業、工業、家庭などに関する選択科目(ビジネス基礎、工業技術基礎、被服、資格取得に関する科目など) ・福祉に関する科目(社会福祉基礎、基礎介護など) ・情報に関する科目(情報産業と社会、情報と表現など) ・学校設定教科											他部履修 学校外の学修など
単位数	2			3		2	1	1	11									0～10			

* 地理A、日本史A、世界史Aのうちから一科目選択。ただし世界史Aは2年か3年で必選択。

* 物理、化学、生物、地学のうちから一科目選択。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	選択
	必履修科目			選択科目																	
4 年次	体育	H	R	・普通教科の学校設定科目(「基礎からの国語」などの基礎的な講座、「古典講読演習」などの応用的な講座) ・商業、工業、家庭などに関する選択科目(ビジネス基礎、工業技術基礎、被服、資格取得に関する科目など) ・福祉に関する科目(社会福祉基礎、基礎介護など) ・情報に関する科目(情報産業と社会、情報と表現など) ・学校設定教科																	他部履修 学校外の学修など
単位数	2	1	17																	0～10	

* 選択科目については他部履修を認める。

* 学校間連携で修得した成果を自校の科目履修と認め、単位認定する。

* 「技能審査」「ボランティア活動」「就業体験」など学校外の学修の成果を単位認定する。

三部制の履修例

(校時)

1	〔午前部〕 必履修科目 選択科目			
2				
3			選択科目	
4				
昼食				
5	選択科目	〔午後部〕 必履修科目 選択科目		
6				
7				選択科目
8				
部活動 ・ 生徒会活動				
給食				
9		〔夜間部〕 必履修科目 選択科目		
10				
11				
12				

* 上記は、午前部・午後部・夜間部の授業の配置例である。

* 午前部の生徒は、午前の1から4校時の授業を基本とするが、午後の5・6校時の選択科目を履修することにより、1日6時間の履修が可能である。

* 午後部の生徒は、午後の5から8校時の授業を基本とするが、午前の3・4校時の選択科目を履修することにより、1日6時間の履修が可能である。

* 夜間部の生徒は、夜間の9から12校時の授業を基本とするが、午後の7・8校時の選択科目を履修することにより、1日6時間の履修が可能である。

* 部活動等は、希望する生徒全員が教員の適切な指導のもとに参加できるよう、8・9校時の間に活動時間帯を設けた。

昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会の審議経過

年 月 日	基本構想検討委員会	専 門 部 会
平成14年 12月20日	第1回 * 委員会の進め方について * 昼夜間定時制高校について	
平成14年 12月24日		第1回 * 専門部会の進め方について * 昼夜間定時制高校について
平成15年 1月21日		第2回 * 昼夜間定時制高校について ・ 課題分析と各地区の検討状況
平成15年 2月12日		第3回 * 教育理念等について ・ 学校像・生徒像 ・ 基本的な教育理念等 ・ 教育課程の基本的な考え方 * 入学者選抜について
平成15年 2月27日	第2回 * 専門部会の検討状況について * 教育理念等について * 報告書骨子の素案について	
平成15年 3月10日		第4回 * 検討委員会の検討状況について * 入学者選抜等について * 報告書骨子の素案について
平成15年 3月19日	第3回 * 専門部会の検討状況について * 検討委員会報告書（案）について	
平成15年 3月27日	第4回 * 検討委員会報告書（案）について	

昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会設置要綱

（設 置）

第 1 昼夜間定時制高校（新たなタイプ）の基本構想を検討するため、東京都教育委員会に「昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 昼夜間定時制高校（新たなタイプ）の設置に係る基本的枠組に関すること。
- (2) 教育理念に関すること。
- (3) 教育課程の基本的な考え方に関すること。
- (4) その他検討を要すること。

（構 成）

第 3 委員会は、東京都教育庁関係者、東京都立高等学校関係者及び東京都内公立中学校関係者等の内から、教育長が任命または委嘱する者をもって構成する。

2 委員は、別紙の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第 4 委員会に委員長を置き、教育庁都立高校改革推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

（設置期間）

第 5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。

（専門部会）

第 6 委員会に、専門的事項を調査検討するための専門部会を置くことができる。

（意見聴取）

第 7 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第 8 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については原則として公開するものとする。

（庶 務）

第 9 委員会の庶務は、学務部高等学校教育課及び指導部高等学校教育指導課が担当する。

（そ の 他）

第 10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 20 日から施行する。

昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学校関係者等	北尾 雅迪	東京都立台東商業高等学校長	台東地区
	有賀 康修	東京都立墨田川高等学校長	台東地区
	辻 勇一郎	東京都立荻窪高等学校長	杉並地区
	菊池 正仁	東京都立武蔵高等学校長	杉並地区
	白鳥 政男	東京都立第二商業高等学校長	八王子地区
	佐藤 公作	東京都立富士森高等学校長	八王子地区
	脇岡 義治	東京都立墨田川高等学校PTA会長	台東地区
	小島 敬子	東京都立荻窪高等学校PTA会長	杉並地区
	伊藤 敬子	東京都立富士森高等学校PTA役員	八王子地区
	高橋 忠雄	墨田区立文花中学校長	公立中学校
教育庁関係者	比留間英人	東京都教育庁学務部長	
	山際 成一	東京都教育庁都立高校改革推進担当部長	委員長
	臼井 勇	東京都教育庁人事部長	
	近藤 精一	東京都教育庁指導部長	副委員長
事務局	藤森 教悦	東京都教育庁学務部都立高校改革推進担当課長	
	前田 哲	東京都教育庁学務部都立高校改革推進担当課長	
	揚村洋一郎	東京都教育庁指導部主任指導主事	

昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会 専門部会 設置要綱

（設 置）

第 1 昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会設置要綱第 6 に基づき、昼夜間定時制高校（新たなタイプ）の教育課程、施設・設備等に関することを検討するため、専門部会を設置する。

（所掌事項）

第 2 専門部会は、次に掲げる事項について専門的、具体的に検討し、その結果を昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) 昼夜間定時制高校（新たなタイプ）の設置に係る基本的枠組に関すること。
- (2) 教育理念に関すること。
- (3) 教育課程の基本的な考え方に関すること。
- (4) その他検討を要すること。

（構 成）

第 3 専門部会は、東京都教育庁関係者、東京都立高等学校関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命する者をもって構成する。

（部会長等）

第 4 専門部会に部会長を置き、教育庁学務部都立高校改革推進担当課長の職にある者のうち 1 名をもって充てる。

2 部会長は、部会を主宰し、会務を総括する。

3 専門部会に副部会長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者のうち 1 名をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

（設置期間）

第 5 専門部会の設置期間は、専門部会が設置された日から委員会に最終報告する日までとする。

（意見聴取）

第 6 専門部会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第 7 専門部会の会議は、原則として非公開とする。ただし、専門部会の会議要旨と会議資料については原則として公開するものとする。

（庶 務）

第 8 専門部会の庶務は、学務部高等学校教育課及び指導部高等学校教育指導課が担当する。

（そ の 他）

第 9 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 20 日から施行する。

昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会 専門部会 委員名簿

区分	氏名	所 属	備 考
学 校 関 係 者	高田 憲一	東京都立台東商業高等学校全日制教頭	
	高橋 進	東京都立台東商業高等学校定時制教頭	
	小川 安次	東京都立台東商業高等学校事務長	
	小村 健二	東京都立両国高等学校定時制教頭	台東地区
	竹浪 隆良	東京都立墨田川高等学校定時制教頭	台東地区
	岩崎 充益	東京都立荻窪高等学校全日制教頭	
	星野 文男	東京都立荻窪高等学校定時制教頭	
	杉崎 香	東京都立荻窪高等学校事務長	
	小林三代次	東京都立富士高等学校定時制教頭	杉並地区
	福田 洋三	東京都立武蔵高等学校定時制教頭	杉並地区
	長崎 正	東京都立第二商業高等学校定時制教頭	
	迫畑 勝三	東京都立第二商業高等学校事務長	
	山下 肇	東京都立南多摩高等学校定時制教頭	八王子地区
	山崎 登	東京都立富士森高等学校定時制教頭	八王子地区
	新井 義雄	東京都立新宿山吹高等学校教頭	
	原田 明	東京都立世田谷泉高等学校教頭	
	宇田川敏昭	東京都立桐ヶ丘高等学校教頭	
	梶山 隆	東京都立飛鳥高等学校教頭	
教 育 庁 関 係 者	中島 毅	東京都教育庁総務部企画担当課長	
	舟橋 淳	東京都教育庁学務部高等学校教育課長	
	藤森 教悦	東京都教育庁学務部都立高校改革推進担当課長	
	前田 哲	東京都教育庁学務部都立高校改革推進担当課長	部会長
	高野 敬三	東京都教育庁学務部入学選抜担当副参事	
	上野 里美	東京都教育庁学務部施設調整担当副参事	
	森口 純	東京都教育庁人事部人事計画課長	
	賀澤 恵二	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	
揚村洋一郎	東京都教育庁指導部主任指導主事	副部会長	
事 務 局	土屋 三男	東京都教育庁学務部高等学校教育課計画係長	
	渡辺 伸一	東京都教育庁学務部高等学校教育課都立高校改革推進担当係長	
	石原貴美子	東京都教育庁学務部高等学校教育課都立高校改革推進担当係長	
	増淵 達夫	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事	